

地域生活支援拠点 運用状況の検証及び検討結果

整備地域 清須市、北名古屋市、豊山町
(尾張中部福祉圏域)

整備形態 面的整備型

評価期間 令和7年4月～令和8年3月

清須市、北名古屋市、豊山町

地域生活支援拠点等とは

障害者の「重度化」「高齢化」や「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするための事業で、障害者やその家族の生活を地域全体で支える体制づくりを目的としています。

具体的には、

- ①介護者の急病等での不在などにより障害者が今までの生活ができなくなった時の対応や、緊急にならないような平常時の対応を行います。
- ②病院や障害者入所施設で暮らしている障害者が、地域で生活できるような手助けを行います。
- ③グループホームやアパートなどへの親元からの自立の手助けをします。
- ④それらを支える体制や人材の養成をします。

＜地域生活支援拠点等の4つの機能＞

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 相談 | (2) 緊急時の受け入れ・対応 |
| (3) 体験の機会・場 | (4) 専門的人材の確保・養成 |

整備手法としては、グループホームや障害者支援施設等に4つの機能を集約して付加する「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」、そして、これらを組み合わせた整備手法があります。

尾張中部福祉圏域では、日中支援型グループホームこだちと障害者相談支援センター杜の風によって多機能型を担う拠点の整備を図りつつも、現状は「面的整備型」の整備形態に取り組み、障害者やその家族の生活を地域全体で支える体制づくりを目的としています。

目次

1. 運用状況の検証・検討の考え方	2
2. 運用状況の検証・検討の基本事項	2
3. 運用状況の評価方法についての基本事項	3
4. 評価結果	
(1) 機能1 相談	4
(2) 機能2 緊急時の受け入れ・対応	6
(3) 機能3 体験の機会・場	9
(4) 機能4 専門的人材の確保・養成	12
(5) 緊急対応ケース	14
5. 総評	14
別紙1 事業所一覧	16

1. 運用状況の検証・検討の考え方

国の基本指針（※）では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とすることが示されました。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

運用状況の検証・検討に当たっては、組織的に、定期的に、同じ手順に沿って判断していくこととなります。厚生労働省の手引き（令和4年3月）および愛知県の手引き（令和4年2月）を踏まえて実施しています。

2. 運用状況の検証・検討の基本事項

(1) 目指すべき地域生活支援拠点等の姿の公表

「面的整備型」として、清須市・北名古屋市・豊山町のホームページにて公表。

(2) 検証・検討の時期や対象期間

検証・検討の時期：令和8年度

検証・検討の対象期間：令和7年4月から令和8年3月まで

(3) 検証項目や検証に必要な統計項目

愛知県の手引き（令和4年2月）を踏まえて、4つの地域生活支援拠点等に必要な機能に関する次の項目としています。

① 相談：対象者の把握7項目、24時間体制の確保4項目、運用に関する評価4項目。

② 緊急時の受け入れ・対応：事前準備2項目、登録者の場合（支援方法等の判断居宅での支援、短期入所等による支援）10項目、未登録者の場合2項目、運用に関する評価2項目。

③ 体験の機会・場：制度6項目、体験の場の確保3項目、体験プログラム4項目。運用に関する評価4項目

④ 専門的人材の確保・養成：体制の確保3項目、人材の養成3項目、運用に関する評価4項目

(4) 検証する個別ケースの範囲

令和7年度中に緊急で連絡のあったケース。

- (5) 評価時期や項目
評価時期：令和 8 年度
評価項目：(2)及び(3)と同じ。
- (6) 評価者
尾張中部福祉圏域障害者支援協議会運営会議

3. 運用状況の評価方法についての基本事項

- (1) 評価方法
 - ① 4つの機能に関する項目について
拠点を担う別紙1の事業所（以下「拠点登録事業所」とする。別紙1参照）がそれぞれ自己評価をできていると思う場合は「○」、できていないと思う場合は「×」、部分的にできていると思う場合は「△」で評価を求めた。また、各評価指標に対する現状・取組状況、課題、今後の取り組み内容についても記入する。
次に、拠点登録事業所からの評価を尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において協議し、総合的に拠点としての評価を、できている項目を「○」、できていない場合は「×」、部分的にできていると思う場合は「△」とした。
 - ② 緊急対応の個別ケースについて
緊急で連絡のあったケースについては、ケースごとにそのケースが生じた時点で評価した。
- (2) 検証・検討の結果についての公表について
検証・検討結果は、清須市・北名古屋市・豊山町のホームページにて公表。
- (3) 検討結果についての施策検討への反映
検討結果については、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の幹事会において、次年度の事業計画に向けて検討。

4. 評価結果

必要な機能及び運用状況の評価指標に係るチェックリスト

(1) 機能1 相談

評価 (○△×)

尾張中部福祉圏地域生活支援拠点等事業

評価項目	評価指標	現状・取組状況	評価	課題	今後の取り組み
1 対象者の把握	① 緊急時の支援が見込めない世帯の定義（範囲）を定めていますか。	「利用者登録のご案内」 本人の状況による場合： ①単身の方 ②自立した生活が短期間でも困難と思われる方 家族等の状況による場合： ①一人で支援している方 ②ご家族が高齢や病気等で困難になる可能性の高い方 ③付き合いの範囲がご家族に限られる方	○	・現在、支援が見込めない世帯だけでなく、自宅で生活を継続させる不安のある方も登録していただいている。	・「利用者登録のご案内」に記載されている、現状の定義に加えて、何らかの不安がある方も対象にする。 ・パンフレットを更新し、「緊急時に自宅などで生活を継続する不安がある方」と明記する。 ・また、地域移行の対象者も相談を受け登録の対象者にする。
	② 登録者や家族から収集する情報の内容（範囲）を定めていますか。	・「緊急時支援登録票」 情報内容：本人及び家族の指名・緊急連絡先 障害名、手帳、受給者証、区分、必要な介助 配慮すること、福祉サービス状況 通院・服薬状況、緊急時の対応内容 必要な情報は整理できている。	○		・必要な情報を定期的に更新を行い、情報を整理していく。
	③ 個人情報の取扱い（提供先、提供内容）について、登録者や情報を収集した家族の了解を得ていますか。	【緊急時支援登録票】 ・登録票の情報を関係機関への提供の同意 ・コーディネーターがサービス等利用計画書・モニタリング等の確認することの同意 登録者全員に同意をいただいている。	○		
	④ 登録者や家族から収集する情報を、定期的に確認（時点修正）していますか。	・登録者情報の定期的な確認は出来ていない。	×	・拠点コーディネーターと相談支援事業所と登録相談支援事業所が連携して確認が必要。	・拠点コーディネーターが関係事業所や関係機関と連携して、訪問に行ったり、相談員に確認し定期的に確認する。（年1回）
	⑤ 登録者の緊急時の個別の支援計画を立てていますか。	・緊急時の本人・家族の希望を聞いて記載するが計画までに至っていない。	×	・緊急時の対応内容を整理し、簡単な計画書を検討する。	・緊急時の対応計画や地域移行の計画を検討する。
	⑥ 緊急時の支援や希望どおりの支援ができない場合の対応について、登録者と事前に合意していますか。	・希望通りの支援にならないことがあることは説明している。何らかの方法で支援することを説明する。 ・緊急時支援が見込まれる利用者には、事前に緊急時対応の話し合いを行い、合意している。	○		・登録時に緊急時の対応についての状況を説明し、何らかの方法で支援することを丁寧に説明する。
	⑦ 広報や関係機関・団体との連携、家庭訪問等により、緊急時の支援が見込めない世帯の掘り起こしをしていますか。	・家族の会へ参加し説明、協議会相談支援部会での説明を行い、登録の呼びかけを行っている。	×	・福祉サービスを使っていない方、セルフプランの方の把握が必要。	・パンフレットを更新し、周知活動を引き続き行う。 ・福祉サービスを使っていない方、セルフプランの方を関係機関（行政・基幹相談支援センター・相談支援事業所等）と把握する。

評価項目		評価指標	現状・取組状況	評価	課題	今後の取り組み
2	相談体制の確保	① 土日休日・夜間の連絡体制を確保していますか。	・杜の風にて、24時間365日連絡体制を確保している。	○	・土日休日・夜間の連絡体制の周知。	・パンフレットの更新と周知活動を行う。
		② 緊急時の訪問体制を確保していますか。	・市町、杜の風にて、24時間365日訪問体制を確保。	○		・拠点コーディネーターと関係事業所・関係機関の連携方法を検討する。
		③ 登録者や家族以外でも相談できるよう、相談先を周知していますか。	・登録者や家族に登録時に連絡先の周知を行っている。 ・拠点登録事業所として、市のホームページに記載されている。	△	・登録者や家族には周知しているが、地域住民への周知が必要	・パンフレットの更新と周知活動を行う。
		④ 登録者以外の緊急利用の際のアセスメントや支援計画を作成するための対応の流れを定めていますか。	・緊急対応時に計画相談員や家族等を通してアセスメントを実施している。	×	・計画相談がついている場合はスムーズにアセスメントを行うことができるが、ない場合に登録相談支援事業所や基幹相談支援センターと連携する。	・登録者以外の緊急利用にも円滑に対応できるよう、アセスメントから支援開始までの流れを整理し、関係機関で共有していく。
3	運用に関する評価	① コーディネーターを配置していますか。	・2市1町の基準で配置を行っている。（杜の風に2名、機能強化加算は算定していない。）	○		
		② スムーズな対応が困難だった事例を集積し、検証していますか。	・事例発生後の拠点連携会議の中で検証を行っている。	○		・拠点連携会議内にて事例検討を行い、振り返りを行い、どう対応すればよかったか、どういう制度があればスムーズな対応ができたのかの検証を行う。
		③ 緊急窓口で対応した相談は、緊急窓口の趣旨に合致していますか。（必要な相談が対応できていなかったり、別の窓口で対応すべき相談があったりしませんか。）	・7年度緊急として対応した事例7件中4件は、受入れ先の対応を行ったが、利用不要や他の機関の対応になった。3件は受け入れ先を探し緊急対応を行った。	○	・緊急対応できなかった相談もあり、どういった事例が拠点の緊急窓口の趣旨にあわないのか蓄積し検討する。	・蓄積した事例から、拠点に合わない相談はどこにつなげればいいのか検討する。
		④ 複数の事業所で分担している場合は、連携はスムーズでしたか。（対応できない時間や、たらい回しにされた事例はありませんか。）また、定期的に振り返りを行う機会を設けていますか。	・圏域で共同体として登録されている相談支援事業所（4か所）あり。 ・拠点コーディネーターと登録相談支援事業所の役割や連携方法がはっきりと決まっておらず、拠点コーディネーターが主に対応している。	△	・相談機能の各関係事業所・各関係機関の役割の明確化。	・相談機能の各関係事業所・各関係機関の役割を検討し明確化していく。

必要な機能及び運用状況の評価指標に係るチェックリスト

(2) 機能2 緊急時の受け入れ・対応

評価 (○△×)

尾張中部福祉圏地域生活支援拠点等事業

評価項目	評価指標	現状・取組状況	評価	課題	今後の取り組み
1 事前準備	① 緊急時の定義を定めていますか。	【緊急の定義】介護者が急病、入院、葬祭、死亡等で不在もしくはそれに近い状態になり、ケアができず、障害者等の日常生活が危ぶまれ、在宅での生活ができなくなる状況 ・登録用パンフレット、事業所用パンフレットに記載されている。	○	・一般の方向けのパンフレットがないので、作成する。	・一般の方向けのパンフレットを作成し記載していく。
	② 緊急時対応の標準の手順を定めていますか。	(1)緊急事態発生 (2)緊急受付 ⇒ 行政へ緊急対応の判断を仰ぐ (3)緊急対応の実施 ⇒ 支援方法の検討 ⇒ 事業所調整 (4)方針決定の協議 (5)検証 ・事業所用パンフレットに記載されている。	○		・事業所用パンフレットの更新を行うので、引き続き記載する。
2 登録者の場合					
(ア) 支援方法等の判断	① 緊急時であると判断するための要件や、支援場所（自宅又は短期入所等）や支援方法は、事前に登録者と一緒に考え、決めていますか。	・利用者登録時に必要事項の聞き取りを行い、支援場所と支援方法を登録者や家族と一緒に決めている。	○	・緊急時の対応内容を整理し、簡潔な計画書を検討する。	・緊急時の対応計画や地域移行の計画を検討する。
	② 登録者自らが緊急時であると判断することが難しい場合、判断を支援する人（家族、支援者又は組織）は決まっていますか。	・緊急時であると判断する人は、家族または相談された支援員等である。 ・緊急相談が拠点にくると、行政に連絡しが緊急対応するかを判断してもらう。	○		・登録時に、考えられる緊急の内容と誰が判断するかを確認する。
	③ 緊急事態の収束に時間がかかる場合の支援方法や連携先は決まっていますか。	・収束に時間がかかる場合は行政や基幹相談支援センター等の関係機関等と連携をとる。 (緊急対応は基本2週間)	○		・行政や基幹相談支援センター等の関係機関等と連携をとる。
(イ) 居宅での支援	① 登録者ごとに、支援に必要な人数が把握できていますか。	・登録者の中に、緊急時、居宅での支援を希望されている方がいない。	×	・今後の事を考えて、自宅での支援を希望する人がいると思われるので、居宅介護事業所の拠点登録が必要。	・拠点での居宅介護事業所の役割を明確化し、訪問等行い登録のお願いを行う。
	② 日ごろから利用している居宅介護事業所（ヘルパー事業所）と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。	・居宅介護事業所と緊急時の協定を結んでいない。 ・居宅支援事業所の拠点登録事業所がない。	×	・居宅支援事業所の拠点登録事業所がない。	・拠点での居宅介護事業所の役割を明確化し、訪問等行い登録のお願いを行う。

評価項目		評価指標	現状・取組状況	評価	課題	今後の取り組み
	(ウ) 短期入所等による支援	③ ヘルパーが不足する場合の代替方法を確保していますか。	・拠点登録ヘルパー自体がない。	×	・ヘルパー事業所登録先の課題になる。	・まず、登録事業所を確保する。
		① 緊急時の移送方法を確保していますか。	・家族対応、各事業所、拠点（杜の風）事業所等で臨機応変に対応している。 ・夜間の緊急対応時の事業所送迎が明確になっていない。	△	・送迎対応のルールがあるとよい。	・短期入所までの送迎等、出来る範囲でのルールを検討する。 ・タクシー等の利用の可能性を検討する。
		② 事前に受入先を利用（体験利用等）する仕組みができていますか。	・緊急短期入所事業所で、1泊2日の体験利用を進めている。 ・医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方の受入れが難しい場合がある。	△	・平時に短期入所等を利用することにより、緊急時にまず平時使用している短期入所に対応していただき、できない時にこだちや他の短期入所での対応を行う体制にしておく。 ・医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方の受入れについて検討が必要。	・登録時に、短期入所を使ったことがない人には、平時での短期入所の利用、または、グループホーム体験利用を勧める。 ・医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方の受入れ先の検討を行う。
		③ 空室がない場合の代替方法を確保していますか。	・登録事業所での空室を探し、なければ他の事業所を探していく。 ・短期入所こだち以外に、確実に空いている事業所がないので、その時点ではとにかく探すしかない。	×	・緊急対応できる事業所を増やす。	・未登録事業所を訪問し、登録事業所を増やす。 ・短期入所等の空き情報を把握しておく。
		④ 自立生活援助や地域定着支援の事業所と、緊急時の協定及びその手順が共有できていますか。	・圏域に自立生活援助の事業所がない。 ・地域定着支援は少なく、実績がない。	×	・地域移行を含めた検討が必要。	・まずは地域移行についてしくみづくりを行う。
3	未登録者の場合	① 受付時に収集すべき情報を定めていますか。	・緊急時支援登録票に沿って聞き取り、個人情報の同意をいただく。	○		
		② 未登録者でも対応可能な受入先を確保していますか。	・短期入所こだちや登録事業所で受入対応している。 ・福祉サービスを使っている人は、まず、平常時使っているサービスを調整し、できなかったら、登録事業所に調整していく。 ・障害支援区分がない場合、区分が出るまで特例介護給付を利用したことあり。	○	・障害支援区分がないときに、短期入所が利用できないので、柔軟に利用できる仕組みが必要である。	・障害支援区分のない人の対応の手順を定める。（特例介護給付等）

評価項目		評価指標	現状・取組状況	評価	課題	今後の取り組み
4	運用に関する 評価	①	緊急時対応を必要とする人が、スムーズに利用できましたか。 (受入先の確保までの時間や打診先数は、予定どおりでしたか。)	・緊急対応を行った事例では、登録事業者や登録していない事業所にも連絡をして調整することができた。	○	・今後もスムーズな緊急利用ができるように、拠点連携会議にて緊急実施事例の検討を行う。
		②	緊急時対応が予定どおりできなかった場合は、原因を確認し、改善に生かしていますか。	・この期間には、できないケースはなかった。 ・この期間にはなかったが、医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方等の受入れが難しい場合がある。	—	・拠点連携会議にて実施事例の検討を行っていく。 ・医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方の、緊急対応していただける事業所を探していく。

必要な機能及び運用状況の評価指標に係るチェックリスト

(3) 機能3 体験の機会・場

評価 (○△×)

尾張中部福祉圏地域生活支援拠点等事業

評価項目	評価指標	現状・取組状況	評価	課題	今後の取り組み
1 制度	① 障害福祉サービスを利用していない人でも、体験できますか。	・事業所によって、受け入れてるところもあれば、受け入れていないところもある。 ・短期入所契約が必要。 ・支援区分認定を受ける前提の方は受入れ可能の施設あり。 ・GHは、体験の支給が必要になる。	△	・障害支援区分が必要またはGH体験の支給が必要。 ・障害支援区分ができるまで、特例介護給付費の支給検討。 ・実費で体験できる事業所を把握する。	・利用者登録時、障害支援区分のない人は認定を受けるように、またはGH体験の支給を受けるよう勧める。 ・障害支援区分ができるまで、特例介護給付費の支給について、各市町で支給の考え方を検討する。 ・事業所独自で、制度外のサービスを行っている事業所を調査し把握する。
	② 障害児、行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方は、体験できますか。	・障害児、行動障害の方は状況によって受けることができる事業所がある。 ・強度行動障害や重症心身障害者と医療的ケアのある方の受入れる施設が難しい。	×	・受け入れ可能な事業所の開拓。	・事業所・病院の訪問を行って、受入状況の確認を行う。 ・圏域外も含めて新規事業所へ訪問し、説明し登録のお願いを行う。 ・協議会にて、8年度強度行動障害ワーキンググループを立ち上げ、地域の受入体制を推進する。
	③ 複数回体験できますか。	・対応可能な事業所が多い。 ・事業所内で、受入のルールを設けているところがある。	○		・事業所の訪問を行って、受入可能な状況の確認を行う。
	④ 体験期間は、ニーズに応じて設定することができますか。	・対応可能 ・事業所内で、受入のルールを設けているところがある。	○		・事業所の訪問を行って、受入可能な状況の確認を行う。
	⑤ 本人の体調により、スムーズに中止や延期することができますか。	・対応可能だが、延期は部屋の空きがある時できる。	○	・延期は部屋の空き状況による。	・事業所の訪問を行って、受入可能な状況の確認を行う。
	⑥ かかりつけ医がいない場合の緊急受診先を確保していますか。	・協力医療機関を確保して施設で受診を行っている。	○	・在宅医療の活用も検討する。	・事業所の訪問を行って、実状の確認を行う。 ・訪問診療の活用も検討してみる。

評価項目		評価指標	現状・取組状況		課題	今後の取り組み
2	体験の場の確保	①	グループホームの体験だけでなく、支援を受けながら自宅での一人暮らしや、自宅以外での一人暮らし体験ができる場を確保していますか。	×	・グループホーム内での一人暮らし体験を検討する。 ・圏域外の施設の紹介。	・圏域内にて、一人暮らしが体験できる場所、方法を検討する。（GH体験のプログラムにて、家事等自分でやってもらって、少しでも一人暮らし体験をする。） ・圏域外の体験施設を調べて紹介する。
		②	安心・安全に体験できるよう、建物や室内環境、体験プログラムには、障害の特性に応じた安全配慮がされていますか。	△	・標準体験プログラムの提案の検討。	・事業所の訪問を行って、設備の状況などの確認を行う。 ・標準体験プログラムの提案することを検討する。
		③	一人暮らし体験の場合には、調理や洗濯、掃除、ゴミ出しなど、日常生活に必要なスキルを体験できる設備がありますか。	×	・グループホーム内での一人暮らし体験を検討する。 ・圏域外の施設の紹介。	・圏域内にて、一人暮らしが体験できる場所、方法を検討する。（GH体験のプログラムにて、家事等自分でやってもらって、少しでも一人暮らし体験をする。） ・圏域外の体験施設を調べて紹介する。
3	体験プログラム	①	ニーズ等に応じた標準体験プログラムが策定されていますか。 <プログラムを策定する上で考慮すべき事項> ・体験前のアセスメントの実施、課題の確認、目標の設定 ・福祉施設入所者や入院患者の日常活動の体験 ・地域で暮らす障害者や地域住民との交流 ・一人暮らし体験の場合には、ヘルパー等による支援を受けながら、金銭管理や買い物、通勤・通所、ヘルパーの派遣依頼、緊急受診など日常生活に必要なスキルの体験 ・体験後の振り返りの時期の設定	△	・標準体験プログラムの提案の検討。	・事業所の訪問を行って、設備の状況などの確認を行う。 ・標準体験プログラムの提案することを検討する。
		②	安心・安全に体験できるよう、障害の程度に応じて、ヘルパー等の配置や、遠隔又は目視による見守り体制などを確保していますか。	○		・事業所に訪問し、安全配慮を行っている内容や人員配置について確認を行う。

評価項目		評価指標	現状・取組状況		課題	今後の取り組み
4	運用に関する評価	③ 体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行又は一人暮らしに向けた新たな課題、今後のスケジュールを確認していますか。	・ケースは少ないが、地域移行の体験時、相談支援専門員と事業所で、利用時の様子の振り返りを行って、今後の予定を検討している。	△	・地域移行のしくみづくりを進める。	・地域移行の流れの確認・フローチャートの作成を拠点連携会議で検討する。
		④ 振り返り後の適切な時期に、さらに事後フォローを行いますか。	・ケースは少ないが、病院に面談に行き、本人の意思の確認を行い、今後の予定を検討する。	△	・地域移行のしくみづくりを進める。	・地域移行の流れの確認・フローチャートの作成を拠点連携会議で検討する。
		① 体験を希望する人が、安全に体験できましたか。	・事故等発生なく安全に体験できている。	○		事業所の訪問を行って、受入状況の確認を行う。
		② 体験を希望する人が、希望する時期に体験できましたか。	・調整してできた事業所もあるが、体験利用者が多く、希望通りにならない場合もあった。	△	・体験できる事業所を増やす。	・事業所の訪問を行って、受入状況の確認を行う。 ・登録されていない事業所に訪問して、登録事業所を増やしていく。
4	運用に関する評価	③ 体験者の評価はどうでしたか。	・再度利用する人もいれば、来れなくなった人もいる。 ・一時的な体験利用だが、継続利用希望の方も多い。 ・体験を利用しそのまま入居につながった方もいた。	○		・事業所の訪問を行って、受入状況の確認を行う。 ・体験者の聞き取りをする体制を勧める。
		④ 必要な事業所は、スムーズに見つけることができましたか。	・担当相談員と一緒に決めることが出来た。 ・本人に合う事業所を見つけるのが難しい。	△	・グループホームや日中活動事業所の体験できる事業所を増やす。	・ニーズに合った事業所で体験するために、グループホームや日中活動事業所の登録事業所を増やす。

(4) 機能4 専門的人材の確保・養成

評価 (○△×)

尾張中部福祉圏域地域生活支援拠点等事業

評価項目	評価指標	取組状況	評価	課題	今後の取り組み
1 体制の確保	① 専門的な対応を行うことができる体制を確保していますか。	・協議会全体や各部会において、研修会や交流会、事例検討会等行う体制あり。 ・強度行動障害に対する受け入れ態勢が不十分。 ・医ケアコーディネーターの集まりはあるが、ない市町もある。	△	・強度行動障害の方を受け入れる体制整備が必要。 ・医療的ケアの圏域での体制整備が必要。	・協議会にて、各専門的な対応を圏域として検討していく。
	② 確保していない場合、体制の確保に向けて具体的な計画がありますか。	・強度行動障害のワーキンググループ立ち上げ予定。	○		・協議会にて、8年度強度行動障害ワーキンググループを立ち上げ、地域の受入体制を推進する。
	③ 具体的な計画がない場合、確保に向けて協議する場はありますか。	・協議会にて、毎年協議をしながら体制を確保している。	○		・協議会にて、各専門的な対応を圏域として検討していく。
2 人材の育成	① 人材の確保や人材育成に関する計画（目標値を含む）がありますか。	・各事業所独自で行っている。 ・市町や圏域としての計画、目標値は設定していない。	×	・どんな人材が求められているか、人材確保の方法を検討する必要があります。	・市町と連携し協議会で検討していく。
	② 身近な地域で必要な研修が開催されていますか。	・協議会の各部会にて研修の実施 ・アドバイザー主催の研修の実施 ・杜の風での勉強会の実施 ・地域の各機関での研修に参加 ・専門的な研修の不足	△	・専門的な研修の検討。	・協議会にて、各専門的な対応を圏域として検討していく。
	③ 行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方の支援ができる人材の育成機能はありますか。	愛知県主催の強度行動障害の研修や、医ケアコーディネーターの研修に参加している。	×		・協議会にて、各専門的な対応を圏域として検討していく。
3 運用に関する評価	① 研修を受講しやすい体制（支援制度等）がありますか。	・協議会の各部会にて研修の実施 ・アドバイザー主催の研修の実施 ・杜の風での勉強会の実施 ・圏域周縁での研修情報の共有 ・各事業所独自の研修体制 ・市町や圏域での支援制度等はない。	○		・研修の情報共有も含めて、協議会を中心に実施していく。

評価項目		評価指標	取組状況	評価	課題	今後の取り組み
		② 養成した人材の稼働状況を確認していますか。	・医ケアコーディネーターは市町で把握している。 ・強度行動障害や行動援護受講者は把握していない。 ・相談支援専門員は市町で把握して、市町部会で研修している。	△	・圏域での研修受講状況の把握（強度行動）	・強度行動障害研修の受講者の確認（グループホーム・日中支援・放デイ等）
		③ 地域で研修が開催できるよう、研修を企画する場を確保していますか。	・協議会の各部会にて研修の実施 ・アドバイザー主催の研修の実施 ・基幹での勉強会の実施	○	・左記がまとまって、系統的に実施していく体制が必要。	・個々の企画の場を継続するとともに、それぞれを繋ぐことを検討する。
		④ 研修の企画や講師を担う人材を、計画的に育成していますか。	・相談支援従事者初任研修や現任研修のファシリテーターを順番に実施している。	△		・担う人材の育成方法を検討する。

4 評価結果

(5) 緊急対応ケース

N0.	日付	緊急内容	対応内容
1	5/26	精神障害者、母とのトラブル	短期入所に来ることができなかった。
2	7/7	母子家庭 母（知的・精神）兄弟（発達障害） 母病院付き添いのため	児童相談所対応になる。
3	9/24	精神障害、兄弟げんかで離れるため	無料低額宿泊所利用
4	9/24	自閉症・知的障害、母に暴力、分離するため	緊急短期利用 その後他の短期入所 ⇒GH 体験⇒GH 入居
5	12/4	精神障害、精神科病院退院後、家族が拒否をしたため	無料低額宿泊所利用
6	12/17	精神障害、親に暴力、お金を盗る。家族が拒否をしたため	緊急短期利用⇒GH 入居
7	12/19	知的障害、両親の高齢・入院のため	緊急短期利用⇒自宅

上記表のように、緊急対応ケースは、一年間で7件であった。（すべて営業時間内）
 児童のケースが2件（N0. 2, 4）大人のケースが5件（N0. 1, 3, 5, 6, 7）
 緊急短期利用したのは3件（N0. 4, 6, 7）その他の4件は、短期入所に来ることができなかった1件、児童相談所対応1件、無料低額宿泊所2件だった。

（緊急短期：N0. 4、7はグループホームこだち利用、N0. 6は他の拠点登録事業所）

5. 総評

(1) 検証・検討結果のまとめ

厚生労働省の手引き（令和4年3月）では、地域生活支援拠点等に必要な機能の充足度を評価するにあたって、各機能の取組状況を検討し、全体を通して「十分できている」「一定程度できている」「全くできていない」の3段階で評価することを示している。この評価によって行ったところ、下記の表のようにまとめられ、全体を通して「一定程度できている」と評価されるものであった。

機 能	評 価 内 容
1 相談	一定程度できている
2 緊急時の受け入れ・対応	一定程度できている
3 体験の機会・場	一定程度できている
4 専門的人材の確保・養成	一定程度できている

（２）検証・検討の課題

全体を通して、本圏域の面的整備型の地域生活支援拠点は「一定程度できている」と評価されるものである。４つの機能について、それぞれ項目別の「○」「△」「×」のできているかできていないかの検証・検討では「△」「×」の結果が一定数あったため、各機能のそれぞれの項目別に今後の体制整備に向けて検討していかなければならない。また、４つの機能それぞれの課題や今後の取り組みを、地域生活支援拠点としてどのようにしていくのかについては、関係者等による検討を継続的に行う場として、拠点連携会議（拠点コーディネーター、行政、基幹、登録事業所等）を実施していく。

（３）各項目の課題と今後の取り組みについて

項目１ 相談

地域生活支援拠点の周知を行い、利用者登録の増加を進めていく。登録者の状態確認の実施、未登録者の掘り起こしを進める。

項目２ 緊急時の受け入れ・対応

緊急時の判断や対応方法、居宅での支援についても、過去の事例検討を行い、関係機関との連携方法を確認する。新規登録事業所を増やすために、訪問を行っていく。

項目３ 体験の機会・場

地域移行・一人暮らしのための、体験の機会・場を増やすために、登録事業所と未登録事業所の訪問を行う。地域移行の事例検討や他機関と連携を行い、流れの確認・フローチャートを作成する。

項目４ 専門的人材の確保・養成

障害者の地域生活を支える、必要な人材の確保、育成を行う研修を協議会の中や、勉強会などで実施していく。

別紙 1

様式第3（第6条関係）

地域生活支援拠点等登録事業所一覧

機能：① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の連絡先 (平時)	事業の種類	地域生活支援拠点等として担う機能				登録 市町	登録日	廃止日	備考
					①	②	③	④				
1	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪笹塚2 9番地	0568-23-1550	指定特定相談支 援事業	✓				北名古屋市	R5.6.1		R6.4.1変更
2	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪笹塚2 9番地	0568-23-1550	指定障害児相談 支援事業	✓				北名古屋市	R5.6.1		R6.4.1変更
3	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪笹塚2 9番地	0568-23-1550	指定一般相談支 援事業	✓				北名古屋市	R5.6.1		R6.4.1変更
4	障害者相談支援センター 杜の風	北名古屋市九之坪笹塚2 9番地	0568-23-1550	相談支援事業	✓	✓	✓	✓	北名古屋市	R5.6.1		
5	障害者支援施設尾張中部 福祉の杜	北名古屋市九之坪笹塚2 2番地	0568-22-1123	施設入所		✓	✓		北名古屋市	R5.6.1		
6	障害者支援施設尾張中部 福祉の杜	北名古屋市九之坪笹塚2 2番地	0568-22-1123	短期入所		✓	✓		北名古屋市	R5.6.1		
7	障害者支援施設尾張中部 福祉の杜	北名古屋市九之坪笹塚2 2番地	0568-22-1123	生活介護		✓	✓		北名古屋市	R5.6.1		
8	障害者グループホームこだ ち	北名古屋市九之坪笹塚2 9番地	0568-65-6156	共同生活援助		✓	✓		北名古屋市	R5.6.1		
9	障害者グループホームこだ ち	北名古屋市九之坪笹塚2 9番地	0568-65-6156	短期入所		✓	✓		北名古屋市	R5.6.1		
10	障がい者就労支援MRS	北名古屋市九之坪竹田2 14番地1	0568-54-5600	就労継続支援(A 型)			✓		北名古屋市	R6.1.1		
11	わおん北名古屋	北名古屋市鹿田藤の木1 3番地	0568-54-4928	共同生活援助			✓		北名古屋市	R6.1.1		
12	短期入所 清須助七	清須市助七一丁目4 0番地 1	052-409-6311	短期入所		✓	✓		清須市	R6.2.1	R6.11.30	法人変更
13	短期入所 北名古屋徳重	北名古屋市徳重高道18 番地	0568-22-1211	短期入所		✓	✓		北名古屋市	R6.2.1	R6.11.30	法人変更
14	共同生活援助 ダイチのこ	北名古屋市二子比良出1 42番地2	0568-54-9270	共同生活援助			✓		北名古屋市	R6.1.1		
15	相談支援事業所こくりこ	清須市清洲2091番地1	080-5448-6302	特定相談支援、 障害児相談支援	✓				清須市	R6.4.1		休止届
16	相談支援くくな	清須市西市場1丁目 12番 地26	052-325-4543	特定相談支援、 障害児相談支援	✓				清須市	R6.4.1		
17	相談支援事業所きやす	清須市西枇杷島町弁天3 6番地3	052-977-9918	特定相談支援、 障害児相談支援	✓				清須市	R6.4.1		
18	きやすトレーニングセンター	清須市西枇杷島町宮前1 丁目1番地	052-886-0531	就労継続支援B型、 就労移行支援			✓		清須市	R6.4.1		
19	結和のおうち	清須市西枇杷島町北大和 205番地	0568-26-0270	共同生活援助			✓		清須市	R6.6.1		下小田井西春駅前
20	WABISUKE	北名古屋市鹿田出町東3 049番地8	0568-54-4470	共同生活援助			✓		北名古屋市	R6.8.1		SAZANKA

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の連絡先 (平時)	事業の種類	地域生活支援拠点等として担う機能				登録 市町	登録日	廃止日	備考
					①	②	③	④				
21	短期入所 清須助七	清須市助七一丁目4 0番地1	052-409-6311	短期入所		✓	✓		清須市	R7.2.1		
22	短期入所 北名古屋徳重	北名古屋市徳重高道18番地	0568-22-1211	短期入所		✓	✓		北名古屋市	R7.2.1		
23	相談支援事業所はなあい	清須市清洲2091番地1	080-5448-6302	特定相談支援	✓				清須市	R7.3.1		
24	相談支援事業所はなあい	清須市清洲2091番地1	080-5448-6302	障害児相談支援	✓				清須市	R7.3.1		
25	グループホームTimpani	稲沢市日下部北町3丁目51番地6 (北名古屋市熊之庄細長105番地 熊野庄ハイ ツ102)	0587-24-1317	共同生活援助		✓	✓		北名古屋市	R7.6.1		グループホーム symphony 北名古屋
26	相談支援事業所かりゆし	清須市清洲417番地10 キャッスル・クリーン・ハイツ302	080-5168-7499	特定相談支援	✓				清須市	R8.1.1		
27	相談支援事業所かりゆし	清須市清洲417番地10 キャッスル・クリーン・ハイツ302	080-5168-7499	障害児相談支援	✓				清須市	R8.1.1		